

第25期第5回長沼町農業委員会総会議事録

1 開催日時

令和5年11月24日 午後3時00分から午後5時20分まで

2 開催場所

長沼町役場庁舎 3階 第1会議室

3 出席委員（16人）

会長	16番	高 宮	徹						
会長職務代理者	15番	山 田	浩之						
委員	1番	吉 田	茂	2番	三 上	守 親			
	3番	遠 藤	拓身	4番	近 藤	修 一			
	5番	鷺 野	秀樹	6番	伊 東	俊 彦			
	7番	秋 葉	信勝	8番	窪 田	秀 治			
	9番	広 嶋	浩一	10番	阪	由 平			
	11番	柴 田	佳夫	12番	南	貴 文			
	13番	青 野	恭 則	14番	大 橋	豊 幸			

4 欠席委員（なし）

5 付議事項

日程第 1	議事録署名委員の指名		
〃 2	会務報告		
〃 3	農地法第18条第6項の規定による解約通知について	(議案第 1号)	
〃 4	農地法第3条の規定による許可申請について	(議案第 2号)	
〃 5	農地法第5条の規定による許可申請について	(議案第 3号)	
〃 6	旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について	(議案第 4号)	
〃 7	農地所有適格法人要件の確認について	(報告第 1号)	

6 出席職員

事務局長	市 村 智 継
農地係長	田 中 聡

7 会議概要

別紙のとおり

局長	定刻となりましたのでただ今より第5回農業委員会総会を開催いたします。開会に先立ちまして、高宮会長から御挨拶をお願いいたします。
会長	本日は、お忙しい中 出席いただき、ありがとうございます。また、先月は2泊3日の道内研修及び、先週16日の議会議員との合同研修会に多数の参加をいただきましてありがとうございました。 今月は、大きな災害もなく、収穫作業もほぼ終了となり、資材等の後片付けや、来年の営農に向けた準備など、年末を控え、まだまだ多忙のこととは思いますが、事故無く、新年を迎えられますよう、願うところであります。 また、最近は気温も低下し、雪も降る季節となりました。インフルエンザも例年以上に流行しておりますので、委員の皆様におかれましては健康には十分留意し感染対策についてもお願いしたいところであります。 今月の総会は、議案4件、報告1件を予定しており、慎重にご審議いただきますようお願い申し上げます、開会に当たりましての挨拶といたします。
議長	それでは、ただ今から「第5回長沼町農業委員会総会」を開会します。 ただ今の出席委員数は、16人全員であります。直ちに本日の会議を開きます。 日程第1、「議事録署名委員の指名」行います。 会議規則第9条の規定により、7番秋葉委員、8番窪田委員を指名いたします。 日程第2、「会務報告」を行います。 会務報告につきましては、お手元に配布しておりますので、御覧いただきたいと思っております。 以上で会務報告を終わります。
議長	日程第3、議案第1号「農地法第18条第6項の規定による解約通知について」を議題といたします。 事務局から概要の説明をします。
局長	概要の説明をいたします。案件については3件で、公社への買い入れ事業（農地保有合理化事業）に伴う合意解約です。
議長	引き続き、事務局から議案の朗読と内容の説明をします。
事務局	(議案の朗読)

<p>議長</p>	<p>以上で議案の朗読と内容の説明を終わります。</p>
<p>委員</p>	<p>ただ今、議案第1号について、事務局から説明がありました。</p>
<p>議長</p>	<p>これより質疑をお受けいたします。何か御意見等ございませんか。</p> <p>(なし)</p>
<p>委員</p>	<p>無いようですので、質疑を終結し、採決いたします。</p>
<p>議長</p>	<p>議案第1号について、通知書のとおり承認することに賛成の方は、挙手願います。</p>
<p>委員</p>	<p>(全員挙手)</p>
<p>議長</p>	<p>ありがとうございます。</p> <p>全員賛成ですので、議案第1号「農地法第18条第6項の規定による解約通知について」は、通知書のとおり承認することに決定いたしました。</p>
<p>局長</p>	<p>日程第4、議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。</p> <p>事務局から概要の説明をします。</p>
<p>局長</p>	<p>農地法第3条の規定による許可申請は3件で、経営移譲に伴う使用貸借でございます。</p> <p>以上で概要の説明を終わります。</p>
<p>議長</p>	<p>引き続き、事務局から議案の朗読と内容の説明をします。</p>
<p>事務局</p>	<p>(議案の朗読)</p> <p>以上の許可申請の内容は、別添の調査書にあるとおり、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件の全てを満たすと考えます。</p>
<p>議長</p>	<p>以上で議案の朗読と内容の説明を終わります。</p>
<p>委員</p>	<p>それでは、受付番号1番について、 担当の吉田委員から現地調査の報告をお願いします。</p>
<p>委員</p>	<p>(現地調査の報告)</p> <p>1番の吉田です。</p>
<p>委員</p>	<p>受付番号1番について、現地調査を実施いたしました。</p>
<p>委員</p>	<p>1番の申請は の土地で、経営移譲のため父の所有地を息子さんへ使用貸借するものであり、問題はないものと思います。</p>
<p>議長</p>	<p>以上で報告を終わります</p> <p>ありがとうございます。</p>

委員	<p>続きまして、受付番号2番について、 担当の山田代理から現地調査の報告をお願いします。</p> <p>(現地調査の報告)</p> <p>15番の山田です。</p> <p>受付番号2番について、現地調査を実施いたしました。</p> <p>2番の申請は の土地で、経営移譲のため、後継者として農業に従事している娘婿さんへ使用貸借するものであり、問題はないものと思います。</p> <p>以上で報告を終わります。</p>
議長	<p>ありがとうございました。</p>
委員	<p>続きまして、受付番号3番について、 担当のわたくしから現地調査の報告をいたします。</p> <p>(現地調査の報告)</p> <p>受付番号3番について、現地調査を実施いたしました。</p> <p>3番の申請は の土地で、経営移譲のため、後継者として農業に従事している息子さんへ使用貸借するものであり、問題はないものと思います。</p> <p>以上で報告を終わります。</p>
議長	<p>ただ今、議案第2号について、事務局の説明と担当委員から現地調査の報告をいただきました。</p>
委員	<p>これより質疑をお受けいたします。ご意見等ございませんか。</p>
議長	<p>(なし)</p> <p>無いようですので、質疑を終結し、採決いたします。</p> <p>議案第2号について、申請のとおり許可することに賛成の方は、挙手願います。</p>
委員	<p>(全員挙手)</p>
議長	<p>ありがとうございます。</p> <p>全員賛成ですので、議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請について」は、申請のとおり許可することに決定いたしました。</p>
議長	<p>日程第5、議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題といたします。</p>
事務局	<p>事務局から議案の朗読と内容の説明をします。</p> <p>(議案の朗読)</p>

議長	<p>なお、現地調査につきましては、10番阪委員、11番柴田委員及び12番南委員でございます。</p>
委員	<p>以上で議案の朗読と内容の説明を終わります。</p> <p>それでは、受付番号1番について、12番南委員から現地調査の報告をお願いします。</p> <p>(現地調査の報告) 南委員報告</p> <p>12番の南です。</p> <p>先日22日に阪委員さん、柴田委員さん、事務局2名と私の5名で調査を実施しました。</p> <p>申請地は、[]区 町道の []と町道 []の交差点から西に約100メートルの南側に接した場所で、都市計画の第1種 低層住居専用地域に指定された土地です。</p> <p>周辺は住宅が連担しており、都市計画の用途が指定されていることから、車両置き場の造成のため転用することは、問題がないものとして調査をしてみました。</p> <p>以上で、報告を終わります。</p>
議長	<p>ありがとうございました。</p>
委員	<p>続きまして、受付番号2番について11番柴田委員から現地調査の報告をお願いします</p> <p>(現地調査の報告) 柴田委員報告</p> <p>11番の柴田です。</p> <p>私からは、受付番号2番について報告します。</p> <p>2番の申請地 []で、 []の東側にあり、町道 []と []の交差点を南に約30m、道路東側に接する土地であります。</p> <p>周辺には大手企業の工場や住宅が連担していることから、農業生産性はなく、住宅の建設のため転用することは、問題がないものとして調査をしてみました。</p> <p>以上で、報告を終わります。</p>
議長	<p>ありがとうございました。</p>
局長	<p>それでは、農地法に基づく農地転用許可の検討事項について、事務局から補足説明をします。</p> <p>申請地1番につきましては現地調査で報告いただいたとおり、都市計画区</p>

	<p>域内であつ用途指定がされており、周辺は宅地化が進み、上下水道も整備されているため第3種農地に該当します。第3種農地は原則許可であり別添の調査書にあるとおり農地法第5条の許可要件の全てを満たすと考えます。</p> <p>申請地2番につきましては、都市計画区域外で2種農地に該当しますが現地調査でも報告いただいた通り周辺はあずま団地として宅地化が進み、該当地は上下水道も整備されているため、別添の調査書にあるとおり農地法第5条の許可要件の全てを満たすと考えます。</p> <p>以上で補足説明を終わります。</p>
議長	<p>ただ今、議案第3号について、事務局の説明と担当委員から現地調査の報告をいただきました。</p>
	<p>これより質疑をお受けいたします。ご意見等ございませんか。</p>
委員	<p>申請番号2番について現在は空き地になっていたかまた、工事はいつごろからか。</p>
事務局	<p>現状は空き地で申請地の両隣は住宅が建設されており。工事は許可あり次第から来年の3月末までです。</p>
議長	<p>その他質問はございませんか。</p>
委員	<p>(なし)</p>
議長	<p>無いようですので、質疑を終結し、採決いたします。</p>
	<p>議案第3号について、申請のとおり許可することに賛成の方は、挙手願います。</p>
委員	<p>(全員挙手)</p>
議長	<p>ありがとうございます。</p>
	<p>全員賛成ですので、議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」は、適当と認め、申請のとおり許可することに、決定します。</p>
	<p>日程第6、議案第4号「旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。</p>
	<p>本案件につきましては、XXXXXXXXXXに関する事案が含まれておりますので、長沼町農業委員会 会議規則第13条の規定に基づく <u>議事参与の制限</u>により当該事案の審議の間、退席をお願いいたします。</p>
	<p>暫時休憩いたします。</p> <p>【XXXXXXXXXX】</p>

局長	<p>休憩を閉じ、議事を再開いたします。</p> <p>事務局から集積の概要を説明します。</p> <p>旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による案件は、売買が8件、賃貸借が10件、北海道農業公社の買入事業を予定している農地の使用貸借が4件の計22件でございます。</p> <p>以上の案件につきましては、長沼町長から令和5年11月13日付で農用地利用集積計画の決定を求められております。</p> <p>以上で概要説明を終わります。</p>
議長 事務局	<p>引き続き、事務局から議案の朗読と内容の説明をします。</p> <p>(議案の朗読)</p> <p>以上の計画要請の内容につきましては、経営面積及び従事日数並びに別添の各調査書にあるとおり、旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号の許可要件を全て満たしていると考えます。</p> <p>以上で議案の朗読と内容の説明を終わります。</p>
議長 委員 事務局	<p>ただ今、議案第4号について、事務局から説明がありました。</p> <p>これより^{しつぎ}質疑をお受けいたします。ご意見等ございませんか。</p> <p>申請番号9番～12番の使用貸借についてまた、申請番号13番からの賃貸借についての違いは何か。</p> <p>賃貸借については集積による年間の賃貸借料金について記載されています。9番～12番までの使用貸借については農業公社の保有合理化事業であり、公社買入までの間、購入予定者への土地使用を認めるものであります。公社への所有権移転の際には再度賃貸借の議案が提出されます。</p>
委員 事務局	<p>申請番号13番の公社事業で借りている5年間の間で親から子(娘婿)への権利移譲は難しくないのか。</p> <p>公社に対して所定の手続きを行います。難しくはないです。</p>
議長 委員	<p>その他質問はございませんか。</p> <p>(なし)</p>
議長	<p>無いようですので、質疑を終結し、採決いたします。</p> <p>議案第4号について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。</p>
委員	<p>(全員挙手)</p>
議長	<p>全員賛成ですので、議案第4号「旧農業経営基盤強化促進法第18条第1</p>

	<p>項の規定による農用地利用集積計画の決定については、計画を適当と認め、長沼町長に進達することに決定いたしました。</p> <p>「議案第4号の審議が終了いたしましたので、[]に入室いただきます。暫時休憩いたします。</p> <p>【 [] 】</p> <p>休憩を閉じ、議事を再開いたします。</p>
議 長	<p>日程第7、報告第1号「農地法第6条の規定による農地所有適格法人の定期報告について」を議題といたします。</p>
事 務 局	<p>事務局から議案の朗読と内容の説明をします。</p> <p>(議案朗読)</p> <p>以上57法人につきましては、別添の別記第19号様式「農業生産法人要件確認書」にあるとおり、経営要件、事業要件、構成員要件及び業務執行役員要件の全てを満たすと考えます。</p> <p>以上で議案の朗読と内容の説明を終わります。</p>
議 長	<p>ただ今、報告第1号について事務局から説明がありました。</p> <p>特にご質問等があればお受けいたします。何かございませんか。</p>
委 員	<p>適格法人について報告書が提出されないと農地の売買等に参画出来ないという考え方でよろしいか。</p>
事 務 局	<p>そのとおりでございます。</p>
委 員	<p>適格法人について、要件を満たさなくなった場合はどのようなことがあるのか。</p>
事 務 局	<p>農業委員会としてはまず指導をいたします。次に勧告をいたしますがそれでも対応いただけない場合は適格法人の取り消しという流れになります。ただし、取消になった場合はその法人は農地を持たなくなるので農地を手放さなければならない。農地が持てないと農業が出来ないので注意が必要です。</p>
委 員	<p>法人によっては決算日がバラバラなのでまだ提出しなくてもよい法人もあるのではないか。</p>
事 務 局	<p>現在未提出の法人についてはしかるべく期日に提出していない法人でありますのでその適格法人については催促の連絡をしております。報告については決算日にあわせたタイミングで総会にかけますので今後の総会でも何件か提出いたしますのでよろしくお願いいたします。</p>

<p>委 員</p>	<p>担当地区の適格法人が報告書未提出の場合は農業委員が催促した方がよいのか。</p>
<p>事 務 局</p>	<p>事務局の仕事なので農業委員さんは特に何もしなくてよいです。もし該当法人と話す機会があったなら提出の重要性だけは伝えていただければと思います。</p>
<p>議 長</p>	<p>その他質問はございませんか。</p>
<p>委 員</p>	<p>(な し)</p>
<p>議 長</p>	<p>無いようですので、報告第1号「農地法第6条の規定による農地所有適格法人の定期報告について」は、報告があった57法人について、農地所有適格法人の要件を満たしていると認めるという事で報告第1号を終わります。</p> <p>以上をもちまして、本日の議案審議は全て終了いたしました。</p> <p>その他、委員から何かご発言がありましたらお願いいたします。</p>
<p>委 員</p>	<p>(な し)</p>
<p>議 長</p>	<p>無いようですので、一旦議事を終了し、暫時休憩をいたします。なお、この後、事務局から地域計画及び目標地区についての連絡事項がありますのでよろしくお願いいたします。</p> <p>(連絡事項)</p> <p>閉会にあたりまして、高宮会長から御挨拶をお願いいたします。</p> <p>(閉会挨拶)</p> <p>以上をもちまして、「第5回長沼町農業委員会総会」を閉会いたします。</p> <p>御苦労さまでした。</p>